

国立大学法人一橋大学における公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針

平成29年6月21日
学長裁定
令和3年11月26日改正

本学は、公的研究費等の不正使用を防止するため、公的研究費等の適正な運営・管理に係る基本方針を次のとおり定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

公的研究費等の運営・管理を適正に行うための責任体系を明確にし、学内外に公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

以下の取組を推進することによって、公的研究費等の不正使用を誘発する要因を除去し、不正抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

- (1) 事務処理手続きに関するルールを明確にし、統一する。
- (2) 役職員等の職務権限を明確にする。
- (3) コンプライアンス教育及び啓発活動を通じ、役職員等の意識向上を図る。
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程を整備し、運営を透明化する。

3. 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

公的研究費等の不正使用を発生させる要因に対応した実効性のある不正使用防止計画を策定し、実施する。なお、策定に当たっては、最高管理責任者である学長が役員会等において審議を主導するとともに、実施状況や効果等について、役員等と議論を行う。また、不正使用防止計画推進部署は監事と密接に連携し、必要な情報提供等を行うとともに、不正使用防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。

4. 研究費の適切な運営・管理活動の実施

適切な予算執行管理を実施するとともに、発注・検収業務について当事者以外のチェックが有効に機能するシステムの構築を図る。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の不正使用防止に係る取組やルール等について、学内で情報共有するとともに、学外に対しても情報発信する。

6. 実効性のあるモニタリング体制の整備・実施

公的研究費等の不正使用が発生する可能性を最小にすることを旨し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備し、実施する。